

電気通信大学情報理工学域長候補者選考実施内規

制定 平成28年11月18日
最終改正 令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この内規は、電気通信大学情報理工学域長選考規程第5条第3項の規定に基づき、情報理工学域（以下「学域」という。）の学域長候補者の選出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(被選挙資格者)

第2条 学域長候補者の被選挙資格者は、学域を担当する専任の教授とする。

(選挙方法)

第3条 学域長候補者の選出のための選挙は、予備選挙及び本選挙による。

(予備選挙)

第4条 予備選挙は、あらかじめ、2人連記無記名による投票を行い、得票多数の者6人（得票同数の者があるときは、これを加える。）を選出する。ただし、大学院情報理工学研究科長候補者（以下「研究科長候補者」という。）の選出のための選挙が同時に行われない場合にあつては、4人とする。

(本選挙)

第5条 本選挙は、予備選挙により選出の得票多数の者につき単記無記名による投票を行い、得票多数の者3人を学域長候補者として選出する。ただし、研究科長候補者の選出のための選挙が同時に行われない場合にあつては、2人とする。

2 前項の投票の結果、得票同数により、得票多数者が4人以上あるときは、得票同数の者について年長者を上位得票者とする。

3 研究科長候補者の選出のための選挙が同時に行われない場合における前項の適用については、同項中「得票同数により、得票多数者が4人以上」を「得票同数により、得票多数者が3人以上」に読み替えるものとする。

(選挙の日)

第6条 予備選挙及び本選挙は、特段の事情がない限り、同一日に行うものとする。

(選挙管理者)

第7条 学域長候補者の選挙事務を管理するため、選挙管理者を置き、学域を担当する教授のうち、年長者から3人をもってあてる。ただし、本選挙にあたっては、予備選挙において選出された者を除くものとし、欠員が生じたときは、速やかにこれを補充するものとする。

(公示)

第8条 選挙管理者は、予備選挙及び本選挙の実施にあたっては、投票日の7日前までに公示を行うものとする。

2 選挙管理者は、予備選挙が終了したときは、直ちに選挙結果を公示するとともに、選挙資格者に通知するものとする。

(選挙資格者)

第9条 予備選挙の選挙資格者は、学域教授会の構成員（特任教員を除く。）で、選挙公示の日に在職する者とし、出張、研修又は休職、停職若しくは1か月以上の長期療養中の者は除くものとする。ただし、投票日当日までに帰着又は復職した場合は選挙資格者に加え、休職若しくは停職したとき、又は在職しなくなったときは選挙資格を失う。

2 本選挙の選挙資格者は、学域教授会の構成員（特任教員を除く。）で、投票日に在職する者とし、出張、研修又は休職、停職若しくは1か月以上の長期療養中の者は除くものとする。

（選挙の成立）

第10条 予備選挙及び本選挙は、選挙資格者の3分の2以上の者が投票しなければ成立しない。

（投票）

第11条 予備選挙は、選挙資格者が直接投票場において投票を行うものとする。

2 予備選挙については、投票日にやむを得ない事由により投票できない場合は、公示日の翌日から投票日の前日までの間に不在者投票を行うことができる。

3 本選挙については、不在者投票は認めない。

（選出方法の特例）

第12条 第3条から第11条までの定めにより難い特段の事情がある場合の学域長候補者の選出方法については、その都度、学域教授会において定める。

（候補者の推薦）

第13条 第5条又は第12条の規定により選出した学域長候補者を学長に推薦するときは、投票結果による得票数及び順位を付すものとする。

（事務）

第14条 学域長候補者の選挙事務は、総務部研究科等事務課が行う。

附 則

この内規は、平成28年11月24日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月28日）

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年1月30日）

この内規は、令和2年1月31日から施行する。

附 則 （令和4年3月31日）

この内規は、令和4年4月1日から施行する。